

ついに受動喫煙防止対策スタート！「マナー」から「ルール」へ

■ 2020年4月、健康増進法の改正により原則屋内禁煙

● 受動喫煙防止の具体的なルール

- (1) 多くの施設において、屋内が原則、禁煙に
子どもなど20歳未満の人、患者等が主たる利用者となる学校や病院等の施設では、
屋内だけでなく敷地内でも喫煙が原則禁止になります。
- (2) 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止
20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入は一切禁止となります。
たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。
- (3) 喫煙室がある場合には標識を掲示
施設の種類、場所ごとに、喫煙できる場所に標識を掲示することなどが義務づけられます。

● 従業員に向けて行うべき対策

まず、求人募集の段階で、職場における受動喫煙の対策を明示する必要があります。
そして、未成年のアルバイトは喫煙が可能な場所への立ち入りが禁止されており、配膳や清掃などの業務もできません。
そのため、しっかりとしたシフト管理や業務マニュアルなどにより、従業員の職場環境の整備を行う必要があります。

出典：厚生労働省【なくそう！望まない受動喫煙】

■ 求人募集の際の、各メディアでの表記について

● 明示推奨項目

多くのメディアで、4月1日から「就業場所における受動喫煙防止のための取り組み」の明記が推奨されています。

明記すべきとして推奨されているのは、

- ✓ 喫煙範囲を明記する。
- ✓ 喫煙室などの喫煙可能な場所がある場合はその場所を明記する。

の2点です。

表記例) 敷地内全面禁煙

屋内全面禁煙

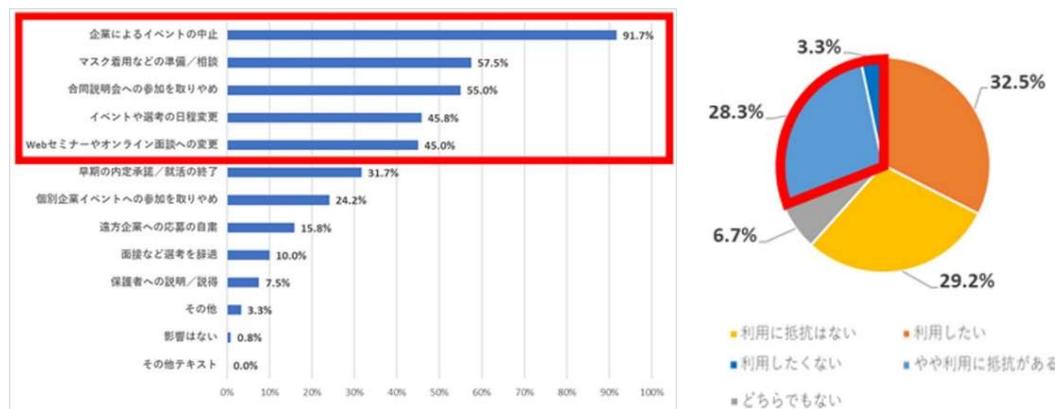
屋内原則禁煙(喫煙室あり)

屋内喫煙可(喫煙室内に限る) など

「リクルート」「マイナビバイト」「アイデム」等においても、現時点では規定として必須表記とはされておらず、「推奨」止まりです。ただ、いずれにしましても、システムの改修が入り次第必須項目になってくるのは目に見えておりますので、あらためてご確認いただきますようお願い致します。

テクノロジーの発展による人材採用の変化

テクノロジーの発展によりビデオ通話でも対面同等のコミュニケーションが可能になってきており、「オンライン面接」を希望する求職者が増加傾向にあります。
また、新型コロナウイルスの拡散防止の観点から対面での面接中止が続出しており代わりに「オンライン面接(WEB面接)」の導入を検討する企業が増えてきております。



出典：ITmedia【新型コロナで就活生に立ち込める暗雲】

オンライン面接とは？

オンライン面接とは、採用方法の一つで、PCやスマホを通して、応募者と面接をおこなうことです。

距離が離れていても面接ができるため、応募者・面接官ともに移動時間や交通費を削減することができます。さらに、場所を問わず手軽に面接を受けることができるので母集団の拡大にもつながります。

<オンライン面接のメリット>

- ① 面接場所の手配が要らないので、求職者と早期に接触できる
- ② 交通費や移動時間の手間がなくなり、求職者の負担を軽減できる
- ③ 応募者の心理的な負担を下げるができる
- ④ 個人の都合に合わせて面接設定ができる

一方、デメリットとしては直接対面し顔を合わせないので、「相手の反応や表情がつかみにくい」や「面接中の通信トラブル」などがあげられますが、インターネットのサービス向上により改善傾向にあります。

コロナウイルスの影響から、多くの企業の説明会や面接がオンラインに切り替わり、求職者のオンライン面接への抵抗も薄れつつある今、オンライン面接の導入を検討されてはいかがでしょうか。

出典：HRNOTE【5分でわかるオンライン面接の全て！知っておくべき採用トレンドを徹底解説】